

無効とする。

- 2 原告と被告B×××とを離婚する。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告に生じた費用の3分の1と被告A×に生じた費用を被告A×の負担とし、原告に生じた費用の3分の1と被告B×××に生じた費用の2分の1を被告B×××の負担とし、原告に生じた費用の3分の1と被告B×××に生じた費用の2分の1を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 認知無効事件

主文1項同旨

2 離婚事件

(1) 主文1項同旨

(2) 被告B×××は、原告に対し、160万円及び離婚判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、①原告が、自らの子として認知をした被告A×に対し、被告A×が自分の実子でないとして認知無効を請求し（認知無効事件）、②被告A×の実母であり、原告の妻である被告B×××に対し、被告B×××による別居が悪意の遺棄にあたること、被告B×××により騙されてきたことなどから婚姻関係が破綻したとして、民法770条1項2号及び5号による離婚並びに離婚慰謝料160万円及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

- 1 前提事実（認知無効事件甲1、乙2、弁論の全趣旨。当裁判所に顕著な事

実)

- (1) 原告と被告B×××（フィリピン国籍）は、平成15年3月27日に婚姻した。同人らの間には子はいない。
- (2) 被告B×××は、原告との婚姻前に3人の子をもうけており、被告A×（平成*年*月**日生）はその末子である。
- (3) 原告は、平成16年12月2日、被告A×を認知する届出をした。
- (4) 被告A×は、平成17年12月1日、日本国籍を取得した。
- (5) 被告A×は、平成21年1月23日、児童相談所の一時保護施設に入所した。
- (6) 被告B×××は、同年2月12日、原告宅を出て、原告と別居し、現在、頭書住所地にある福祉施設内で生活をしている。
- (7) 原告は、認知無効事件の当初、被告A×を実子でないと知らずに同人を認知したと主張していたが、平成22年1月7日に開かれた同事件第2回弁論準備期日において、被告A×を実子でないと知りながら同人を認知したことを認めた。

2 争点

- (1) 原告の認知無効請求が民法785条に違反するか。

(被告A×の主張)

原告は、被告A×が実子でないことを知りながら、自由な意思に基づいて被告A×を認知しているのであるから、自ら認知無効を主張することは民法785条に反し許されない。

(原告の主張)

民法785条の規定は、認知者と被認知者との間に血縁関係が存在する場合に認知の取消しが認められないことを定めた規定である。

認知は認知者と被認知者との血縁上の親子関係の存在を前提としており、親子関係がないことが判明した場合には、認知者は民法786条により認知

無効を求めることができる。

(2) 原告の認知無効請求が権利濫用に該当するか。

(被告A×の主張)

原告は、被告A×を日本に呼び寄せる前提で自ら関係機関に問い合わせをするなどして積極的に認知手続を行った。にもかかわらず被告A×に対し性的虐待を行った上、被告らが自らの元を去った後に、入国管理局に認知の取消しの相談をしており、原告の本件請求は、被告らに対する報復的措置である。

被告A×は原告と4年間にわたり生活をしてきているところ、認知無効となれば、何ら帰責性のない被告A×は、国籍を失いフィリピンに強制送還される危険を負い、その生活環境は一変する。一方で、認知が無効とされなかった場合の不利益を受ける者は原告しかいない。

これらからすれば、認知を無効とすることが著しく不当であることは明らかであり、原告の請求は権利濫用に該当し、許されない。

(原告の主張)

原告は、被告A×に性的虐待を行っていない。

被告A×と原告との関係は元々良好でなく、また今後も原告と被告A×が共同生活をする可能性はない。被告A×が日本に滞在する理由は失われており、被告A×のきょうだいもフィリピンにいるなど、同人がフィリピンで生活することに何らの支障はない。加えて、後記(3)(原告の主張)記載の事情を考慮すれば、原告の請求は権利の濫用にはあたらない。

(3) 被告B×××による悪意の遺棄の有無及び原告と被告B×××の婚姻関係が破綻をしているかどうか

(原告の主張)

ア 被告B×××は、平成21年2月12日、原告に告げることなく自宅を出て行き、以後自らの生活場所、生活状況などを何ら知らせないまま現在

に至っており、この行為は「悪意の遺棄」に該当する。

イ 被告B×××は、日本に滞在する資格を得るために原告と婚姻した。また、被告B×××は婚姻前に被告A×ら子どもの存在を告げることなく、婚姻後に被告らの認知を求めてきた。

被告B×××は原告との婚姻後も被告A×の父親との関係を継続し、何度もフィリピンを訪れていた。

被告B×××は、勤務していた飲食店の客と交際をしていた。

被告B×××は、浪費が原因で多くの知人から借金をしており、その担保として原告が購入したビデオカメラを貸主に渡し、原告には泥棒に盗まれたなどと嘘を言っていた。

別居前に原告及び被告らが居住していた自宅は被告B×××の勤務先の寮であるから、被告B×××が退去すれば原告も退去せざるを得ない状況にあったにもかかわらず、被告B×××はそのようなことを考慮せず一方的に別居した。

ウ このような理由から、原告と被告B×××との婚姻関係は破綻した。

(被告B×××の主張)

ア 原告は被告A×が来日した当初から、スキンシップと称して、被告A×と風呂に入り、身体を触ったりし、被告A×が拒否すると、叩く、髪の毛を引っ張るなどの暴力を振るった。

イ 被告B×××や被告B×××の妹の夫が、これを注意すると、原告は、被告A×をフィリピンに帰すなどと述べた。

ウ 平成21年1月、派遣社員として県外で働いていた原告が自宅に戻ってきたが、被告A×は原告に恐怖を感じ、学校に相談した結果、児童相談所に通告され、そのまま一時保護された。

エ 被告B×××は、児童相談所の提案を受け、仕事を辞め、被告A×とともに原告からの避難生活を送ることにし、原告と別居をした。

オ 原告の上記主張はいずれも否認する。

カ 上記のように被告B×××の別居には正当な理由があり，原告に対する悪意の遺棄はない。

キ 原告と被告B×××との婚姻生活は，原告の被告A×に対する性的虐待がなければ円満であり，共同生活の回復の見込みがないとはいえない。

(4) 原告からの離婚請求が信義則に反しているか

(被告B×××の主張)

ア 原告と被告B×××との婚姻関係が破綻した理由は，原告の被告A×に対する性的虐待である。

イ 原告と被告B×××との別居期間は1年ほどであり，被告A×という未成年者の存在がいる。

ウ 離婚及び認知無効が認められると，被告らは日本の在留資格を失い，フィリピンに強制送還される可能性が高く，被告らが被る精神的・社会的不利益は大きい。

エ よって，有責配偶者である原告からの離婚請求は認められない。

(5) 慰謝料

(原告の主張)

被告B×××が支払うべき慰謝料は160万円が相当である。

第3 当裁判所の判断

1 国際裁判管轄及び準拠法

(1) 国際裁判管轄

原告及び被告らはいずれも日本国内に生活しており，認知無効事件及び離婚事件のいずれについても，我が国に国際裁判管轄が認められることは明らかである。

(2) 準拠法

ア 認知無効事件

(ア) 認知の当時、被告A×はフィリピン国籍を有していたと認められる。

法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）29条1項及び2項によれば、認知に関しては、子の出生時における父の本国法によるほか、認知の当時における認知者又は子の本国法によるとされており、涉外認知の成立をなるべく容易にするという認知保護の政策に基づいて選択的連結が導入されている。そうすると、認知の無効については、上記の選択的連結を導入した趣旨を考慮して、上記すべての法律によっても認知が無効である場合のみ、これを無効とすることができると解される。

(イ) 本件では、原告及び被告A×の本国法は日本法であるが、認知当時の被告A×の本国法はフィリピン法である。しかし、フィリピン法においては、事実主義を採用していることから、フィリピン法は認知に関する準拠法とはいえず、認知無効に関する準拠法ともならない。実際、本件においては、申立人と相手方の血縁上の親子関係がないから、同法による父子関係が認められないことは明らかである。

(ウ) よって、後に検討するとおり、日本法によって、認知無効が認められるのであれば、原告は被告A×に対し認知無効を求めることができる。

イ 離婚事件

通則法25条により、夫婦の常居所地法は同じ日本法であると認められるから、離婚事件についても日本法が適用される。

2 本件証拠（認知無効事件甲1ないし4, 6, 9, 10, 乙1ないし6。離婚事件甲4, 5。原告本人, 被告A×本人, 被告B×××本人）及び弁論の全趣旨によれば以下の事実を認めることができる。

(1) 被告B×××は、平成14年10月に来日し、被告B×××が勤務していた飲食店に原告が客としてきたことをきっかけに交際をした。

(2) 被告B×××と原告は、被告B×××の在留期限直前の平成15年3月2

- 7日に婚姻した。被告B×××は、婚姻前、原告に対し、自分に3人の子がいることを教えていなかった。
- (3) 被告B×××は、婚姻後、原告に対し、自分にはフィリピンに子どもがいることを告白し、フィリピンにいる子どもを日本に呼び寄せたい旨述べた。
- (4) 被告B×××は平成16年に、フィリピンで家を購入した。
- (5) 原告は、平成16年5月頃、単身でフィリピンに行き、被告A×ら被告B×××の親族と会った。原告は、その後、被告B×××の子のうち被告A×のみを日本に呼ぶことに積極的な姿勢を示し、自ら、入局管理局、法務局、市役所などに行くなどして被告A×を認知する手続を進めた。なお、原告は被告A×以外の2人の子については明確に認知を拒絶した。
- (6) フィリピンから被告A×の出生証明書（原告が父となっている虚偽のもの）が入手できた後、被告は、自ら認知届の主要な部分を記載した上で、平成16年12月2日、被告A×を認知する旨の届出を提出した。これにより、被告A×は、婚姻中である原告及び被告B×××の嫡出子の身分を取得した。
- (7) 平成17年10月、被告A×は来日し、原告及び被告B×××と同居を始めた。同年12月1日、被告A×は日本国籍を取得した。
- (8) 被告A×は、原告に怒られているときに髪の毛を引っ張られたりすることがあったほか、被告B×××が自宅にいない夜に、原告と二人で寝ていると、原告から胸や股を触られるなどした。
- 被告A×はそうした原告の行動に強い抵抗感を持ち、学校の先生や親族に相談するなどした。
- (9) 原告と被告B×××は同じ職場で働いていたが、平成19年6月頃、原告は同職場を辞め、遠方で派遣社員として働くことになり、単身で富山県に転居した。転居後、原告と被告らはほとんど会っていなかった。
- (10) 平成20年12月、被告B×××の妹の夫が、原告に対し、原告が被告A×の身体に触れることを非難したところ、原告は、被告A×をフィリピンに帰

- すなどと話した。
- (11) 原告は静岡県で派遣社員として働いていたが、派遣切りにあったために、広島に被告ら宅に戻ってくることになり、平成21年1月15日、被告B×××にその旨連絡をした。
- (12) 被告A×は、原告との同居再開に恐怖感を持ち、同月19日、通っている小学校に相談した。相談を受けた小学校は、同年22日に児童相談所に通告した。
- (13) 原告は、同月22日に広島の家に戻ってきたが、同月23日、被告A×は、児童相談所に一時保護された。
- (14) 同年2月2日、被告B×××は児童相談所からの提案を受け、仕事を辞めて、被告A×とともに避難生活を送ることを決断した。
- (15) 同月12日、被告B×××は自宅を出て、原告と別居した。
- (16) 当時被告ら及び原告が居住していた部屋は、被告B×××の勤務していた飲食店の経営者が従業員のために賃借していたものであったことから、原告は、被告の辞職に伴い、被告の勤務先の経営者から部屋からの退去を求められた。
- (17) 被告らは、頭書住所地にある生活支援施設で生活をしている。被告A×は来日してから5年弱の間日本で生活し、現在中学校1年生（同年の日本人より1学年下）である。被告A×は、通学している中学校で勉強やバスケットボールに励んでおり、日本での生活に適応し、証拠として提出されている文章や本人尋問での供述からも、支障なく日本語を使用することができている。
- (18) 原告は、認知無効事件の提訴にあたり、認知当時は被告A×が自らの子でないことを知らず、後に自らの子でないことを知ったなどと主張していたが、被告A×から刑事事件での取り調べ状況などについての証拠が提出されるに及び、認知当時から被告A×が自らの子でないことを知りながら認知を行ったと主張するに至った。

(19) 被告B×××は、本人尋問において、認知無効事件が終わったら、原告との離婚に応じるが、被告A×の登録をこのままにして欲しいと供述した。

3 以上の認定に対し、原告は、被告A×への性的虐待の事実はなかったと主張・供述しているが、被告A×が周囲に性的虐待の被害を訴えた結果児童相談所に保護されていること、被告A×が周囲に殊更原告からの性的虐待を受けているという故意の被害申告をする動機は全くないこと、原告自身、被告B×××の妹の夫から被告A×に対する行為について注意を受けたことを認めていること、被告らが原告の帰国後すぐに避難していること、原告の帰国前、被告B×××が就労し安定した生活を送っており、特段の理由もなく、家も仕事も放棄し、場合によっては離婚によって在留資格を失うというリスクを背負ってまで、被告A×とともに原告と別居するような特段の事情もないことからすれば、被告A×が性的被害を受けたという同人の供述は優に信用でき、原告の否認供述は信用できない。

また、原告は、上記認定の他、被告B×××の借金や男性関係などについても縷々主張している。原告の主張するとおり被告B×××に多額の借金があるのであれば、何らかの証拠の提出が可能であると思われるが、別居直前に被告B×××が自宅の固定電話料金約5万円を支払っていなかったこと（離婚事件甲4）を除けば、客観的な裏付け証拠は全くない。加えて、他の論点における原告の主張供述の状況に照らせば、原告の主張にかかる事実を容易に認めることはできない。

4 争点に対する判断

(1) 争点(1)（原告の認知無効請求が民法785条に違反するか。）について

ア 民法786条は「子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる。」と規定している一方、同785条は、「認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。」と定めている。そこで、民法785条の規定が取消だけではなく無効をも含むかどうか、

同786条の「利害関係人」に認知者自体を含むかどうかと関連して問題となっており、両条文の解釈論と併せて、不実の認知者による認知無効請求が認められるかについては両説あるところであり、検討を要する。

イ 認知制度は、血縁上の親子関係の存在を前提として、認知者が、一定の例外を除き、単独で認知届を提出することのみ（血縁関係の有無は審査されない。）で、法律上の親子関係を形成するというものである。しかし認知者のみの意思で法律上の親子関係を形成されるとした場合に、①認知者が意思を翻して事後に認知の意思を失った場合に認知の効力が否定されると、認知者の意向次第で、被認知者が認知者の子であったり子でなくなったりすることになり、被認知者の身分関係の安定を著しく損なうこと、②認知にあたって血縁関係の有無が問われないことから、被認知者や利害関係人の意思にかかわらず、一方的に事実と異なる親子関係を形成されるといった弊害が想定されることから、①一旦認知した場合にはその撤回を認めない、②事実と異なる認知については子や利害関係人に認知の効力を争う機会を与えることとして、認知者の単独行為によって認知の効力を生じる認知制度の弊害を防ぐ必要があり、それを具体化したものが民法785条及び786条の趣旨であると考えられる。

そうすると、民法785条については第一義的には認知の撤回を認めないという趣旨にとどまり、血縁上の親子関係が存在しない場合であっても、認知者の認知の取消しや無効の主張を認めないという趣旨までをも含むことは困難であると思われる。

ウ 一方で、上記の民法786条の趣旨及び同条の文言上反対事実の主張者の主体として「認知者」が含まれていないこと、子の身分関係の安定、不実認知者が保護に値しないことなどから、不実認知者に認知無効請求を認めないという解釈も成り立ちうる。しかしながら、認知者の単独行為のみによる親子関係形成を認めているのは、一般的に認知者が真実と異なる認

知を敢えてするはずはなく、認知をする以上は血縁関係の有無が強く推定されるという前提が成り立っているからであって、かかる前提がある以上、認知者自身が認知無効請求をすることが想定されていないというに過ぎず、真実血縁関係が存在しない場合に一切認知者による無効請求が認められない趣旨とまでは解されない。また、子の身分関係の安定や不実保護者への非難といった点を考慮しても、血縁関係のない親子関係を強制することが子の利益に必ず合致するとは限らないし、営利目的の不実認知など認知者の帰責性を考慮しても、なお認知の効力を維持することが相当でなく、認知者自身による無効請求を認めるべき場合も想定されることからすれば、かかる理由をもって、認知者自身による認知無効請求を一切認めないとするべきではない。

エ 以上から、民法785条の規定から、認知者による認知無効が許されないとする被告A×の主張は採用できない。

(2) 争点(2) (原告の認知無効請求が権利濫用に該当するか。) について

ア 前記のとおり、認知者による認知無効請求も認められ、かつ認知が血縁関係の存在を前提としていることからすれば、血縁関係のない認知については無効とすべきである。

イ しかしながら、親子としての生活実体のあった期間の長さ、認知無効により子及びその関係者の受ける精神的苦痛、経済的不利益、認知者が子を認知した経緯、動機、目的、認知者が認知無効請求をするに至った経緯及びその動機、目的、認知無効が確定されなかった場合に認知者以外に著しい不利益を受ける者の有無などの諸事情を考慮し、認知無効を認めることが著しく不当な結果をもたらす場合には、認知無効請求は権利の濫用に当たり許されないというべきである。

ウ 以上の観点から検討するに、認知無効を認めることによって、被告A×の身分関係、居住関係が不安定になり、それにより精神的、経済的に不利

益を受けることは容易に想定される場所である。その上、被告A×には不実認知について帰責性が全くなく、来日後、日本での生活に適応して安定した生活をしているのに対し、原告は積極的に不実認知を行い、その結果として被告A×が原告から性的虐待を受け、また、これに恐怖を感じた被告A×が原告から避難するや、本件認知無効請求がされているといった一連の経緯に鑑みると、原告が強く非難されるべきであって、認知無効請求を認めることが正義に反するとの感はぬぐいきれない。

エ しかしながら、被告A×は、原告の認知を受けて、平成17年10月に来日し、原告との生活を続けているが、原告と実際に共同生活をしたのは、約1年8か月程度であり、被告の年齢に比して長期間とは言い難い。認知当時被告A×は8歳であり、それまでフィリピンで実兄らとともに生活し、原告が実父でないことは十分に理解しているのであって、実親子関係と同視しうるような関係とは到底認められない。むしろ、原告と被告A×の関係は実体としては連れ子養子に近いものであるが、認知制度には離縁のような事後的な関係解消制度は予定されておらず、今後も原告と被告A×が親子関係を修復する可能性はほとんど考えられないにもかかわらず、法律上の親子関係を将来的にも存続させる理由は認めがたい。

そうすると、認知無効によって被告A×及び被告B×××が大きな不利益を受ける可能性が大きい（前記のとおり、帰責性のない被告A×が受けるべき不利益を避け、被告A×らの生活環境が維持されるべく、関係当局による特段の配慮が望まれる旨付言する。）ことを考慮してもなお、原告による認知無効請求が権利の濫用に該当するとはいえない。

オ よって、原告の被告A×に対する認知無効請求には理由がある。

(3) 争点(3)（被告B×××による悪意の遺棄の有無及び原告と被告B×××の婚姻関係が破綻をしているかどうか）について

前記認定のとおり、原告と被告B×××の別居は、被告A×に対して性的

虐待を行う原告から避難するためのものであるから、正当な理由があり、悪意の遺棄には該当しない。

しかし、原告と被告B×××は実質的には平成19年6月から共同生活を送っていない上に、前記経緯から被告らは生活支援施設で生活をしていて今後も共同生活を送るなど、婚姻関係が修復する見込みは全くないから、原告と被告B×××との婚姻関係が破綻していることは明らかである。

(4) 争点(4) (原告からの離婚請求が信義則に反しているか) について

前記のとおり、原告と被告B×××との婚姻関係が破綻した理由は、原告の被告A×に対する性的虐待にあると認められるから、その責任は原告にある。

しかしながら、原告と被告B×××が実質的に同居していた期間が4年強であるのに対して別居期間が既に3年を超えていること、同人らの間に未成熟の子がいないこと、今後婚姻関係の修復可能性が全くないこと、被告B×××が原告との婚姻関係を継続する意思を示していないことからすると、原告からの離婚請求が信義則に反しているとはいえない。

(5) 争点(5) (慰謝料) について

前記のとおり、婚姻関係が破綻した主たる責任は原告にあるから、原告から被告への慰謝料請求には理由がない。

第4 結論

よって、参与員の意見を聴いた上、主文のとおり判断する。

広島家庭裁判所

裁判官 横 地 大 輔